

内閣衆質一八六第二六六号

平成二十六年六月二十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明 殿

衆議院議員辻元清美君提出「いわゆる従軍慰安婦問題に関連する資料等」に関する
質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員辻元清美君提出「いわゆる従軍慰安婦問題に関連する資料等」に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

いわゆる従軍慰安婦問題の調査（以下「調査」という。）については、政府としては、これまで、平成四年七月六日と平成五年八月四日の二度にわたり、その結果を発表し、同日の調査結果の発表は、政府として全力を挙げて誠実に調査した結果を全体的に取りまとめたものであり、一つの区切りをなすものであるが、事柄の性質上、その後も新しい資料が発見される可能性はあることから、そのような場合には、関係省庁等に対して内閣官房に報告をするよう求めているところである。当時、内閣官房内閣外政審議室が担当していた調査に係る事務については、現在、内閣官房副長官補付に引き継がれている。

内閣官房副長官補付が調査によって把握した関係資料については、関係省庁等において、内閣官房に報告すべき関係資料に該当するかどうかを適切に判断された上で、報告されたものであり、内閣官房副長官補付において、必要に応じて公開している。一方、御指摘の「資料」については、本年六月二日に「第十二回日本軍「慰安婦」問題アジア連帯会議」から内閣総理大臣宛てに提出され、現在、内閣官房副長官補付

において保管しているものであるが、そのような経緯で把握した資料について、御指摘の「資料A群」、「資料B群」、「資料C群」及び「資料D群」という区分に整理することは想定しておらず、内閣官房副長官補付が調査によって把握し、公開する関係資料との間の関係についてお答えすることは困難である。